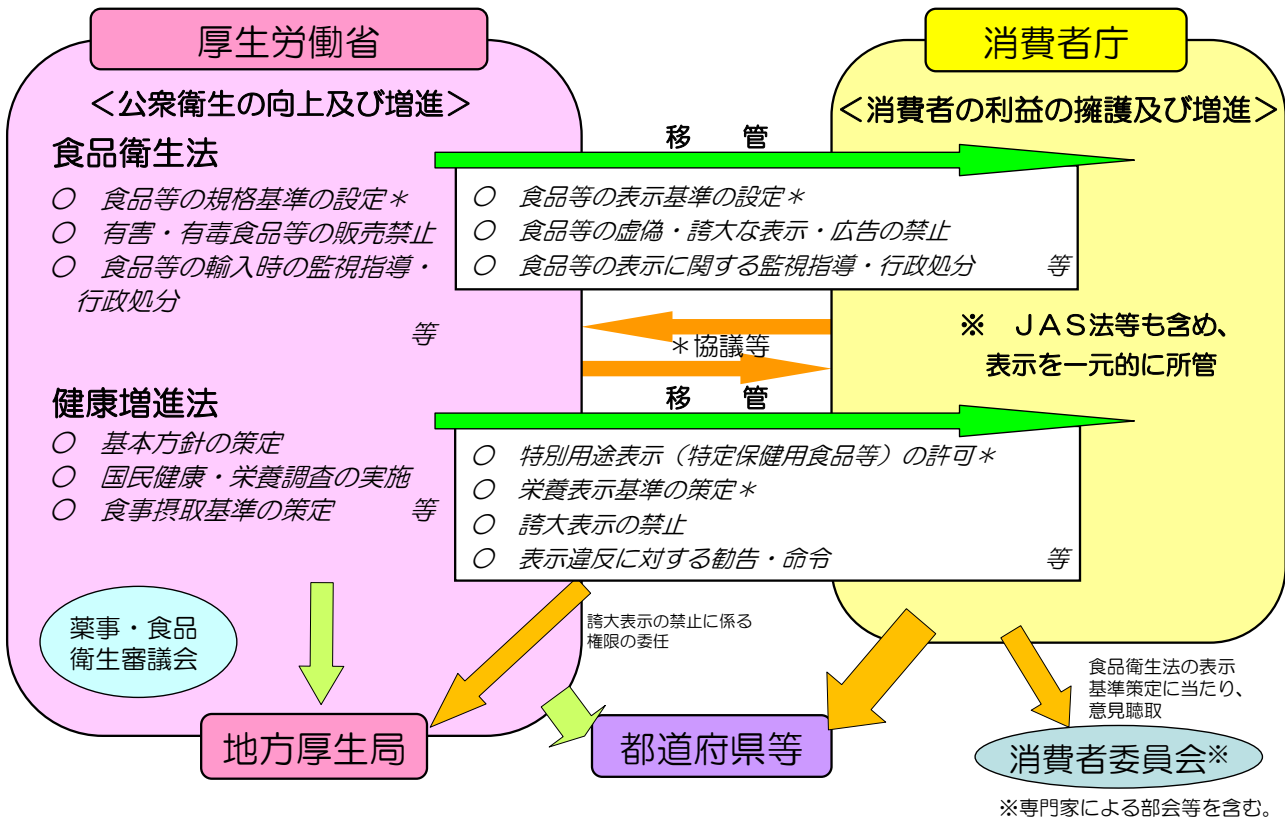


消費者庁の設置に伴う食品衛生法及び健康増進法の一部改正の概要

○ 食品等の表示（食品衛生法）及び特定保健用食品等（健康増進法）を消費者庁に移管。



【参考】健康増進法の規定に基づく事務の具体的な取扱い

1. 厚生労働省から消費者庁への移管の対象となる事務

- 特別用途表示の許可及び承認並びに特別用途食品の検査及び収去（第26条、第27条、第28条及び第29条）
- 登録試験機関の登録等（第26条の2～第26条の18）
- 栄養表示基準の策定並びにそれに違反する者に対する勧告及び命令（第31条及び第32条）
- 誇大表示の禁止並びにそれに違反する者に対する勧告及び命令（第32条の2及び第32条の3）

2. 消費者庁から厚生労働省への協議の対象となる事務

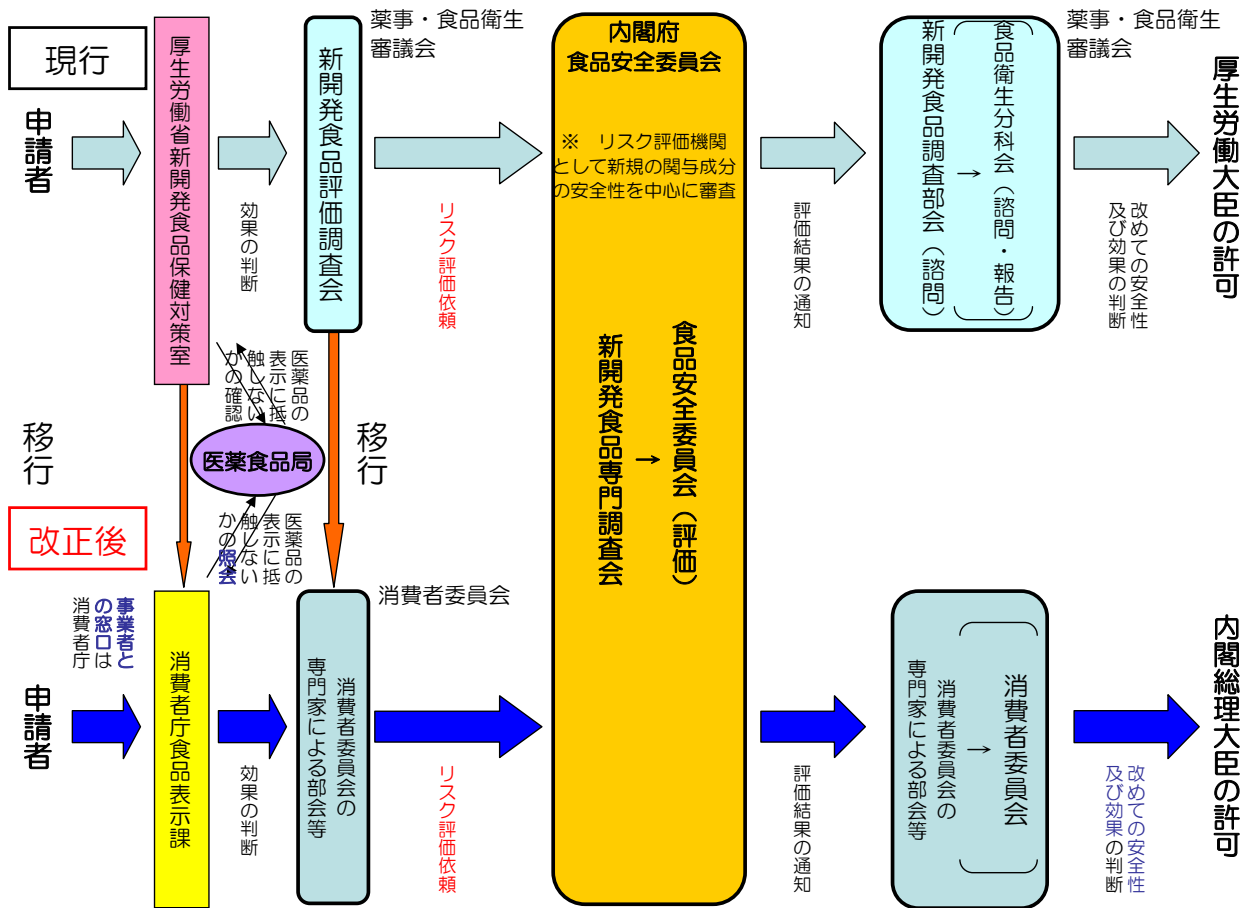
- 特別用途表示の許可及び承認（第26条第5項及び第29条第2項）
- 特別用途食品の表示事項及び表示方法の設定（第26条第7項及び第29条第2項）
- 栄養表示基準の策定（第31条第3項）
- 誇大表示の禁止の対象となる表示事項の設定（第32条の2第2項）

3. 厚生労働省に留保される事務

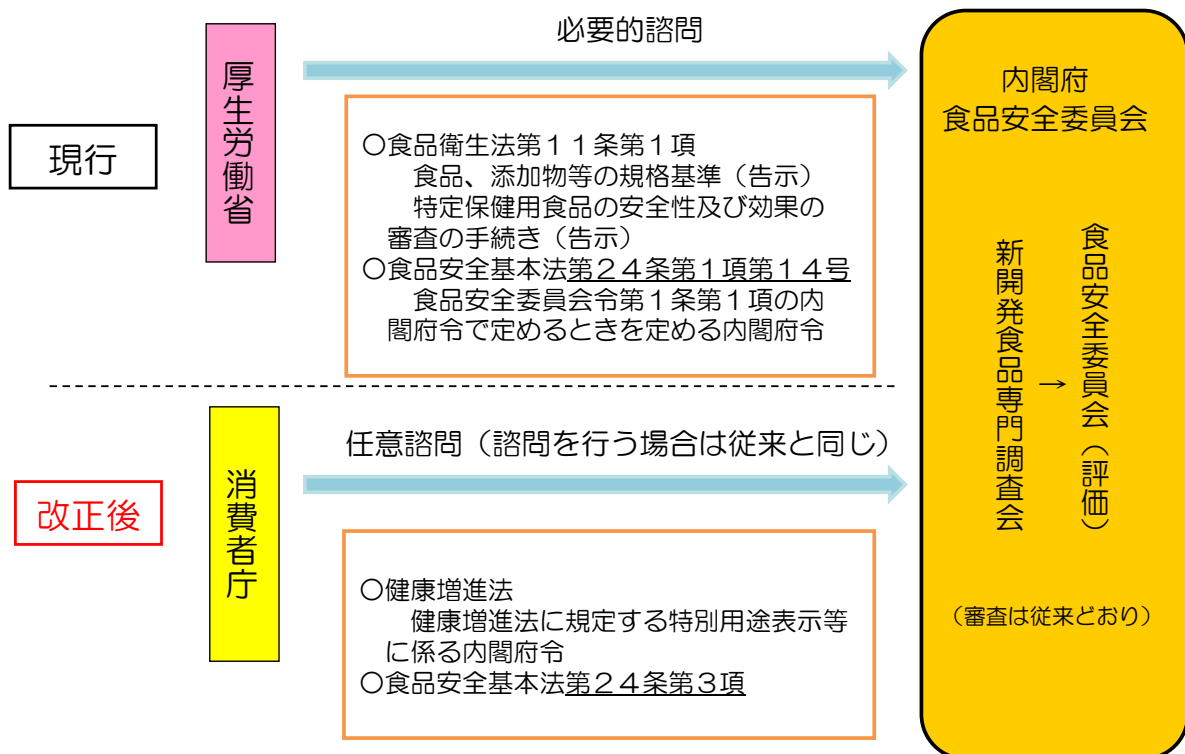
- 食事摂取基準の策定（第30条の2）

※ 消費者庁に移管される特別用途表示等については、現行の内容を引き継ぎつつ、内閣府令等として新たに制定。

特定保健用食品に関する審査手続の流れ



食品安全委員会における消費者庁設置後の特定保健用食品の安全性審査



※ 法制上は、今後の消費者庁設置後は、「任意諮問」に変更となるが、実務上は、従前のとおり、基本的に全ての特定保健用食品について、許可前に諮問することとしている。